

国の責任による35人学級の前進、教育の無償化、教育条件の改善を！
2018年度すべての子どもたちにゆきとどいた教育を
求める全国署名

請願趣旨

国の学級編制標準は、2011年の義務標準法改正により小学校1年生が35人に引き下げられましたが、その後法改正による標準引き下げはおこなわれていません。一方で、保護者・地域の願いに応じて国の標準を下回る独自の少人数学級を実施する自治体は増え続けています。しかし、地方財政は苦しく、国の加配の範囲でしか独自措置できないという自治体も少なくありません。国が責任をもって少人数学級の前進をおこなうよう求める声が全国各地から上がっています。

また、教職員の長時間過密労働解消が大きな課題となっています。文科省は「看過できない課題」としてしながらも、教員の業務改善や意識改革、外部スタッフ導入などによる対症療法的な「改善」策で片付けようとしています。しかし、最も必要なことは教職員定数を増やし、少人数学級をすすめることです。そのためにも、義務・高校標準法を改正し抜本的な教職員定数改善をおこなうことが必要です。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比(2014年度)」は3.2%でOECD諸国中最下位に戻ってしまいました。せめてOECD諸国平均(4.4%)まで引き上げれば、小・中・高校の35人以下学級の実現のみならず、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するための教育条件整備と、公立・私立ともに就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。憲法と子どもの権利条約が生きて輝く学校づくりをすすめるために、すべての子どもにゆきとどいた教育を実現する教育条件整備を以下のように請願します。

ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情書

県議会陳情趣旨

神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。

2020年に横浜北部方面特別支援学校開校、2021年に湯河原に小田原養護学校分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。特に、県西方面、横浜東部方面での過大過密状態は著しく、早期改善が必要です。

県立高校においては、インクルーシブ教育実践推進校として、知的障害のある生徒を中学校推薦で受け入れる制度が昨年からはじまりました。また、今年から、高校における通級による指導も導入されました。障害のある子が、学びの場の選択を行う際には、通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校など一般教育制度から排除されず、その子の発達を最大限保障するための合理的配慮の提供が必須であることが「障害者権利条約」で述べられています。インクルーシブ教育推進のためには、特別な支援が必要な児童生徒にとって、多様な学びの場それぞれの条件整備が必要です。

2016年、痛ましい相模原殺傷事件に私たちは強い憤りを感じました。同時に、障害者の権利の保障と、地域生活のための条件整備が必要だと痛感しています。

私たちは神奈川県のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。

(取り扱い団体) ゆきとどいた教育をすすめる神奈川県実行委員会
ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会
連絡先/横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1-402
TEL:045-412-5161 FAX:045-412-5162

(取り扱い団体) ゆきとどいた教育をすすめる神奈川県実行委員会
ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会
連絡先/横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1-402
TEL:045-412-5161 FAX:045-412-5162